

1 章 基本的な考え方

1章 基本的な考え方

(1) 計画の基本理念及び基本方針

4つの「基本理念」と4つの「基本方針」にもとづき、子どもの育ち、子育て支援に関する施策や事業を総合的に推進します。

1 基本理念

基本理念1「子どもの権利の実現」

子どもの権利条約^{注)}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・学校・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。

基本理念2「すべての子どもと親への支援」

児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と子育て支援を推進することを基本にします。

基本理念3「男女共同の子育て」

子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての楽しさなどを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。

基本理念4「循環型の子育て」

子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。子育ては時代をつなぐ希望です。

子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

注) 子どもの権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2003年7月現在で192の国と地域が締結している。

2 基本方針

基本方針1「子ども参加」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさを見つけだし、仲間とともにゆっくりと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

基本方針2「おとな（親）になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程に必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。

基本方針3「子育て家庭の支え合い」

子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。子どもが生まれるなら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。子育て家庭が孤立化すると、親にも子どもにもさまざまな問題が起きてきます。

子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市に住んでよかった、住みつづけたいと思えるような、子育て家庭が支え合うまちづくりをめざします。

基本方針4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、一家族だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協力して子育ての地域環境づくりと子育て・子育て^{注)}文化の創造を推進します。

注) 子育て・子育て：「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育て」がある。

(2) 計画の概要

以下の条件で、子育て支援計画を策定しました。

1 計画の対象

本計画の対象は、西東京市在住の0～18歳子ども及び子どもに関わる市民とします。

2 計画の期間

計画の期間は、2004（平成16）年度から2013（平成25）年度までの10年間とします。なお、2004（平成16）年度から2006（平成18）年度までを前期、2007（平成19）年度から2009（平成21）年度までを中期、2010（平成22）年度から2013（平成25）年度を後期とします。また、社会情勢の変化などに対応するため、3年ごとに計画の見直しを行います。

| (年度) | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|------|---|------|------|------|------|---------|------|------|------|------|------|
| 平成 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 西暦 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
| 新市建設計画 | | | 第一期基本構想 | | | | | | | | | | |
| | | | 第一次基本計画 | | | | | 第二次基本計画 | | | | | |
| | | | 行財政改革大綱 | | | | | | | | | | |
| | | | 子育て支援計画 | | | | | | | | | | |
| | | | 前期 | | | 中期 | | | | 後期 | | | |
| | | | 関連する個別計画 ・男女平等参画推進計画 ・地域福祉計画 ・障害者基本計画 ・健康づくり推進プラン ・公共施設適正配置計画 ・教育計画（教育プラン21） など | | | | | | | | | | |

2章 計画の推進体制

2章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の確立

この計画を着実に推進していくためには、計画の実施状況を把握する必要があります。そのためには、市民参加による「(仮称)西東京市子育て支援計画推進会議」を設置し、市民と行政が一体になり、子育て支援計画を積極的に推進すると同時に、各事業の進捗状況の評価を行うよう努めます。また、推進と評価にあたっては、当事者である子どもの意見や提案を聞く場を設けます。

個々の施策はそれぞれの担当部局が責任を持って推進するとともに、庁内の連携による総合的な計画推進を図ります。

(2) 組織体制の確立及び市民・NPO^{注1)}とのパートナーシップ

計画を実施に移していくためには、当事者である子どもたちの参画を積極的に図るとともに、行政の推進体制とあわせて、地域の子ども育成活動を行っている青少年育成会^{注2)}やPTAなど、家庭や地域はもとより、子育てに関わる市内の市民団体、NPOとのパートナーシップによる作業が不可欠となります。

地域社会における多様な人々が関わることで、子どもたちの活動を支え、子どもの成長とともに、こうした団体との連携・協力を積極的にすすめながら、子育て支援計画の実現をめざします。

注1) NPO: Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略。

注2) 青少年育成会: 青少年の健全育成のために活動している団体。小学校区ごとにあり、総称を「西東京市青少年育成会」という。各育成会の活動として、まつり、スポーツ大会、もちつき大会などの行事や通学路の安全点検、防犯パトロールなどを行っている。

3 章 施策

3章 施策

計画の内容は重点的に取り組む「重要施策」とすべての施策や事業をまとめた「施策の内容」で構成されています。

(1) 計画の体系

| 基本理念 | 基本方針 | 施策の方向 | |
|---------------|------------------------|-----------------------------|---|
| 子どもの権利の実現 | 1 子ども参加 | 1 - 1 子どもの権利の尊重 | 1 - 1 - 1 子どもの生活状況 1 - 1 - 2 子どもの権利 1 - 1 - 3 子どもの救済 |
| | | 1 - 2 子ども自身の参画への支援 | 1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム 1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ 1 - 2 - 3 子どもと情報 |
| すべての子どもと親への支援 | 2 おとなになることを支える | 2 - 1 心身の自立 | |
| | | 2 - 2 経済的独立 | |
| | | 2 - 3 親役割を理解する | |
| | | 2 - 4 他者を援助する力 | |
| | | 2 - 5 地域への参加 | |
| 男女共同の子育て | 3 子育て家庭の支え合い | 3 - 1 子育て事情 | 3 - 1 - 1 子育て意識 3 - 1 - 2 子育ての状況 |
| | | 3 - 2 子育ての支え合い | 3 - 2 - 1 子育ての支え合い意識 3 - 2 - 2 子育てに関する支え合いの状況 |
| 循環型の子育て | 4 市民参加型の子育てと子育て家庭支援 | 4 - 1 子どもと家庭の支援 | 4 - 1 - 1 子育て期の支援 4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援 4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援 4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援 |
| | | 4 - 2 保健・医療 | 4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実 4 - 2 - 2 医療 |
| | | 4 - 3 教育 | 4 - 3 - 1 学校教育 4 - 3 - 2 子ども・子育て家庭支援者の育成 |
| | | 4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり | |

(2) 重要施策

1 子どもの権利に関する条例の検討

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現する基本となる「子どもの権利条例」の制定を検討します。

2 子どもオンブズパーソン^{注1)}制度の検討

子どもへの権利侵害を防ぎ、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できる子ども固有のオンブズパーソン制度を検討します。

3 公共施設・事業の企画・運営・利用への子どもの参加の促進

公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、子どもだけでの利用をすすめます。

子ども施設の設置・事業運営については、子どもを企画・運営委員に登用します。

利用料の無料化、もしくは減免を検討します。また、利用申し込み資格を子どもだけでできるように弾力化を図ります。

4 (仮称)こどもの総合支援センター^{注2)}の開設と機能の充実

子ども施策の拠点として、こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設となる、(仮称)こどもの総合支援センターを開設します。この施設は、わいわい・がやがや・いろいろな人が集まり、語り、考え、動き、協力することを基本にします。専門家の派遣と恒常的な支援をするために適切な指導員を配置します。

障害を持つ親子も健常親子も一緒に集い、多様な年齢の人が集い、市民の子育てボランティアやグループの活動を育てることを基本とします。

5 子どもの居場所の再検討

5 - 1 児童館の再編成

すべての子どもと親を対象にする標準化した地域型児童館を中学校区に1か所程度配置し、新規に障害児の放課後活動事業の場の提供を推進します。それ以外の児童館を高校生や若者などに特化した青少年センター^{注3)}、ひとり親家庭等の子どもを対象にする夜間の学童クラブ、幼児の親子支援などをする施設として地域市民の力の活用を原則に、児童館の機能を特化させます。

注1) オンブズパーソン：本来の意味は「代理人」であるが、本計画では特に子どもからの相談やSOSを受けて、子どもの権利を守るために活動する、子どもの代弁者・擁護者を指す。

注2) (仮称)こどもの総合支援センター：子育てに関する相談、情報提供、サービス提供などを総合的に展開する家庭支援センターと、発達支援を行うこどもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設であり、子ども施策の拠点となる。

注3) 青少年センター：本計画では、高校生等の若者を対象として、さまざまな活動を支援する施設のこと。

5 - 2 (仮称)地域子育て支援センター^{注1)}の創設

乳幼児期の子育ての拠点として、(仮称)地域子育て支援センターを市内数か所に創設します。できるかぎり外遊びが可能な施設にします。

この施設は、基幹型保育園と連動したものにします(又は保育園に併設も可)。

5 - 3 保育園の在宅親子への遊び場開放事業の充実

保育園の遊び場を0・1歳児親子中心に開放する事業を充実させます。

5 - 4 小学校施設・校庭開放による「遊びの学校」事業の創設

放課後や休日の小学校を使用し、地域の小学生を対象にプレイリーダー^{注2)}を配置して実施する「遊びの学校」事業を行います。とりわけ、小学校4年生以上の子どもたちの居場所として、興味ある事業を展開することを期待します。

5 - 5 中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討

放課後や休日の中学校の教室を利用して自習室やグループ学習室への開放事業、地域のボランティアと協力した中学生の自主的活動などを検討します。

5 - 6 子どもたち自身の企画でつくる遊び場の開設

公園などの遊び場の設置・改善を子どもが企画などを中心に行う子ども参加型です。め、子どもが遊びたくなるような遊び場を地域につくります。

5 - 7 プレイパーク^{注3)}の開設検討

子どもが自然のなかで自由に遊べる、冒険遊び場の設置を検討します。

5 - 8 簡易スポーツ施設の設置

ミニバスケット・フットサル^{注4)}など、子どもたちが地域で気軽にできるスポーツ施設を設置します。

5 - 9 子どもの屋内遊びの充実

スポーツだけでなく、屋内の子どもの遊びについて興味ある企画を行います。

5 - 10 プレイリーダーの育成と活用

子どもの遊びの充実のためプレイパークや遊びの学校の企画運営に参加・活動できる力を備えた人材を育成します。

注1) (仮称)地域子育て支援センター：保育所等で子育て支援活動を行うことにより、地域の子育て支援基盤形成を促進することを目的とした、国庫補助事業による施策。

注2) プレイリーダー：プレイパークに常駐し、子どもたちの自由な遊びを実現するため、遊びの見守りや指導、遊び道具の準備等を行う大人。

注3) プレイパーク：子どもによる自由な遊びを実現することを目的とした遊び場のことで、冒険遊び場ともいわれる。大人(プレイリーダー)が常駐し、プレイリーダーや地域の父母等が運営にあたる。

注4) フットサル：サッカーの4分の1くらいのコートで、5人对5人で競技する「ミニサッカー」のこと。

6 親役割を理解することの支援の促進

子どもが生まれたからすぐに親としての力ができるわけではありません。子どもと一緒に暮すなかで親としての力もついていくという視点に立ち、先輩パパママとの交流、同年代の親との交流や専門家による講座の開設などを積極的にすすめます。

7 子ども向け広報の充実

西東京市のホームページなどとリンクした子ども向けホームページの充実や、子どもへの広報を拡充します。

8 おとなになっていく力を育てる活動の充実

小・中・高校生と乳幼児とのふれあい活動や、子育てボランティアやベビーシッター活動を通じて、異年齢の子どもたちの交流をすすめます。

市民活動のなかで子どもの参加を積極的にすすめ、市民としての体験を広げます。

若者たちの文化・活動が展開する広場づくりを検討します。

9 保育支援の拡充

市内の公立保育園の中から基幹型保育園を数か所つくり、拠点となる基幹型保育園を中心に病後児保育、休日保育の実施を検討します。

市内のすべての地域型公立保育園では、障害児の入所型保育、障害児の通所型保育、延長保育、一時保育、在宅親子への遊び場事業を実施します。また、一時的に保育が宿泊型で必要になるショートステイ事業^{注1)}、子育て不安解消のための支援事業については児童養護施設^{注2)}や市民・NPO組織などを積極的に活用した事業を検討します。

学童クラブについては、小学校4年生以上の保育は「遊びの学校」事業への移行を推進します。小学校3年生までを現施設で保育することによって、保護の必要な子どもの保育環境整備を図ります。また、「遊びの学校」事業との連携を強化します。

10 市民参加型子育て支援の推進

子どもと子育て家庭支援における、やらなければならないことをする公的役割と、やってほしいことややりたいことをする市民的役割について、分担と協働^{注3)}作業を整理し、市民参加が期待できる事業は積極的に市民参加を求めることを原則とします。そのために必要な活動場所や、方法などの相談などに応じる支援体制を整備します。

注1) ショートステイ事業：保護者が病気等で、子どもの面倒をみることができない場合、児童福祉施設等で短期間（7日間程度）子どもを預かる制度。

注2) 児童養護施設：保護者がいない、虐待されているなど、保護を必要としている子どもを入所させて養育し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。

注3) 協働：協力して働くこと、ともに働くこと。

1 1 障害のある子どもと家庭への支援の充実

障害のある子どもとない子どもがともに暮すまちの実現をめざして、可能なかぎり一緒の居場所、活動場所の確保への移行をすすめます。

(仮称)こどもの総合支援センターでの療育事業^{注1)}や親子活動と、保育園での入所型及び通所型保育、児童館での障害のある子どもの放課後活動事業を並行して実施します。

1 2 母子保健と児童福祉事業の連携の強化

虐待や子育てへのさまざまな相談や援助の希望などに即座に対応するため、保健師^{注2)}の家庭訪問活動を積極的にすすめます。そのために、母子保健で対応している育児相談・育児支援の一部を(仮称)地域子育て支援センターや(仮称)こどもの総合支援センターにおいて子育て支援事業が分担し、母子保健と児童福祉事業が共同して子育て支援事業を豊かにすすめます。

1 3 総合的な子ども家庭支援推進のための組織づくり

子ども福祉審議会と連携しながら、行政において総合的な事業推進のための組織をつくると同時に、子育て支援に関する事業を評価し、計画の進捗状況を確認する組織をつくります。また、(仮称)こどもの総合支援センターを中心に市内の子育て活動をネットワーク化します。

注1) 療育事業：「医療」と「保育または養育」のこと。心身に障害がある子ども、または機能障害をもつ可能性がある子どもの早期発見、早期治療により、その障害の治癒または軽減を図ることを目的とする事業。

注2) 保健師：厚生労働大臣の免許を受け、保健師の名称を用いて保健指導に従事する者。地域の公衆衛生活動で重要な役割を担い、市民の健康のため、乳幼児健診や育児支援、健康診断や健康相談、家庭訪問による保健指導などの活動をしている。

(3) 施策の内容

1 子ども参加

1-1 子どもの権利の尊重

1-1-1 子どもの生活状況

施策の基本方向

西東京市の子どもたちは、多くが放課後や休日の遊ぶ場所として自分の家や友達の家などを挙げています。子どもの遊びの支援とともに遊ぶ場の整備が必要であると考えられます。子どもたちの年齢、目的、行動範囲を考え、身近な場所に屋内・屋外ともに安全にいられる居場所（遊び場）を、子ども参加のなかで検討していきます。

また、親が親としての役割を認識し、力をつけていくために家庭教育の推進に努めます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|-----|---|-----------|--------|----|----|-----|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 5-1 | 特色ある児童館事業への変革 施設の建替えや改修を計画的にすすめる。 現状は主に小学生が利用しており、今後は乳幼児の遊び場に適した施設・設備の充実、障害のある子どもたちの集える場、中高生に魅力ある児童館づくりなどにも努める。 子ども参加で、子どものための企画づくりをすすめるとともに、事業運営の方法を検討します。 (再掲)1-2-2-重、4-1-1-重、4-4-重 | 継続 新規 | | | | 児童課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|----|----|--------------------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 「家庭教育（親自身が親役割を理解し、力をつけていく事業）」の推進 (再掲)3-2-2- | 新規 | | | | 子育て支援課 保育課 児童課 社会教育課 公民館 |
| | 「青少年センター」の設置 | 新規 | | | | 子育て支援課 児童課 |

1 - 1 - 2 子どもの権利

施策の基本方向

子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持ったひとりの人間です。子どもにとって権利は、人間としての尊厳を持って、自分を自分として実現し、自分らしく生きていくうえで不可欠なものであるといえます。子どもはその権利が保障されるなかで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。また、子どもの権利について学ぶことや行使することによって、子どもたちは権利について認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利が尊重される力を身に着けることができます。

子ども、職員・教員、市民に対し、子どもの権利についての意識啓発や情報提供を充実するとともに、外国人や障害者・高齢者など、お互いの違いを認め合う意識を育むための教育や取り組みを推進していきます。

子どもがひとりの人間として生きていくうえで、必要な権利が保障されるために「子どもの権利条例」の制定を検討します。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|--------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 1 | 子どもの権利に関する条例の検討 子どもの視点に立ち、子ども一人ひとりの最善の生き方を地域で実現することの基本となる「子どもの権利条例」の制定を検討する。 条例づくりのため、市民参加による検討委員会の設置を検討する。 | 新規 | | | | 子育て支援課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|---------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実 (再掲)1-2-3-、3-2-2- | 継続 | | | | 子育て支援課 指導課 |
| | 人としての権利を尊重する教育の推進 (再掲)4-3-1- | 継続 | | | | 生活文化課 指導課 |

1 - 1 - 3 子どもの救済

施策の基本方向

すべての子どもが人間として尊重される社会を実現することは子どもに対するおとなの責務であり、次代を担う子どもの人権を尊重することは社会の発展に不可欠な要件であると考えられます。ところが、子どもたちは、家庭、学校、地域とあらゆる生活の場で問題を抱え、問題を自分で取り除くことが難しい状況にあります。そこで子どもの人権の侵害に対して適切にかつ具体的な救済を努めることが必要です。

西東京市ではそれぞれの子どもの人権を尊重し確保するために、問題を抱えている子どもが救済され、回復するための支援システム、子ども自身による相談を含めた子どもに関する相談体制、虐待防止ネットワークの設置、問題を回避するための学習機会などを充実していきます。また、子どもの権利侵害から子どもを守るオンブズパーソン制度を検討します。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|--------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 2 | オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救出システム）の検討 いじめや不登校など、何らかの問題に遭遇した子どもたちを早期に発見し、その原因を保護者や教職員と一緒に考えるシステムの強化を検討する。 また、子どもに対する活動助成についても検討する。 子どもへの権利侵害を防ぎ、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できる子ども固有のオンブズパーソン制度を検討する。 <i>(再掲)4-3-1-重</i> | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| 13 | 虐待防止ネットワークの創設 児童相談所、子ども家庭支援センターをはじめ、警察、医療機関、保健所、福祉、教育等の関係機関がネットワークを組み、虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるように児童虐待防止連絡協議会を設置する。 | 新規 | | | | 子育て支援課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|-----------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| | 養育家庭 ^{注1)} ・里親制度 ^{注2)} の推進 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | スクールカウンセラー ^{注3)} 派遣の充実と連携の強化 (再掲)4-3-1- | 継続 | | | | 子育て支援課 教育相談課 |
| | スキップ教室(適応指導教室) ^{注4)} の充実 | 継続 | | | | 教育相談課 |
| | 子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 関係各課 |
| | 子ども自身が身を守るための学習プログラム | 新規 | | | | 子育て支援課 関係各課 |

注1) 養育家庭制度：保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える、東京都独自の制度。

注2) 里親制度：子どもを里親に委託して養育する制度のこと。里親とは、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもを養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。

注3) スクールカウンセラー：いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。

注4) スキップ教室(適応指導教室)：不登校やいろいろな理由で学校に行けないときに通うことができる教室。対象は、小学校高学年から中学生。学習(復習が中心)、自主活動(スポーツ、パソコン、ゲーム、創作など)を行う。

1 - 2 子ども自身の参画への支援

1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム

施策の基本方向

子どもたちが地域のなかで活発に行動していくためには、子どもたちが利用しやすい場づくりに地域のおとなたちが積極的に取り組んでいくことが大切です。また、そのような取り組みに子どもたち自身が企画・参加できるシステムを構築し、子どもたちがさまざまな体験をする機会を積極的に提供していきます。地域での障害がある子ども、青年期の子どもも含めた子どもの育ちを支援する施設として児童館を地域型児童館と機能を特化した児童館に再編成をすすめます。また、プレイリーダー（遊びの支援者）などを育成し、地域で子どもの育ちを支える仕組みを市民参加型でつくります。

さらに、地域のおとな同士の関係を深めることが、子どもたちの育ちに重要であるという観点から、子育て中の親の情報交換やグループづくりを支援し、親同士のつながりを深めていきます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|------|---|-----------|--------|--------|--------|-------------------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| 3 | 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進 公共施設の事業企画・運営・利用への子どもの参加や子どもだけで利用できる方法を検討する。 子ども施設の設置・改築・事業運営については、子どもを企画・事業運営委員に登用する。また、利用料の無料化や減免を検討するとともに、利用申込資格を子どもだけでできるよう弾力化する。 <i>(再掲)1-2-2-重</i> | 新規 | | | | 子育て支援課 関係各課 (文化・スポーツ 振興財団) |
| 5-10 | プレイリーダーの育成と「遊びの出前」事業の検討 プレイリーダーの育成事業を創設する。 プレイパーク、小学校での「遊びの学校」事業、中学校での「校内スポーツクラブ」事業、さらには地域の子どもの遊び支援グループなどに対し、プレイリーダー（遊びの指導員）の派遣事業などを検討する。 <i>(再掲)1-2-2-重、3-2-2-重、4-3-1-重、4-3-2-重、4-4-重</i> | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|-------------------------------|-----------|--------|--------|--------|---------------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 子ども調査の推進 <i>(再掲)1-2-2-</i> | 新規 | | | | 児童課 図書館 (文化・スポーツ 振興財団) |
| | 児童館の親子で参加できる行事や企画の充実 | 継続 | | | | 児童課 |

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|--|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 農業体験の拡充 (再掲)1-2-2- | 継続 | | | | 産業振興課 |
| | 子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興 (再掲)1-2-2- | 継続 | | | | 生活文化課 子育て支援課 社会教育課 スポ・ツ振興課 図書館 公民館 (文化・スポーツ 振興財団) |
| | 「総合型地域スポーツクラブ」 ^{注1)} 事業の推進 | 継続 新規 | | | | スポ・ツ振興課 (文化・スポーツ 振興財団) |
| | 地域活動体験の拡充 (再掲)1-2-2- | 継続 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| | ものづくり体験の拡充 (再掲)1-2-2- | 継続 | | | | 公民館 |
| | 青少年育成会への支援の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 地域の子育て協議会設置の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| | 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等 の支援の充実 (再掲)3-2-1-、4-3-2- | 継続 | | | | 生活文化課 健康推進課 子育て支援課 児童課 (社会福祉協議会) |
| | 地域通貨 ^{注2)} の活用の検討 | 新規 | | | | 産業振興課 |
| | 地域の人材発掘・活用の推進 (再掲)3-2-1-、4-3-1-、4-3-2- | 継続 | | | | 産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) |
| | 防犯対策の充実 (再掲)4-4- | 継続 | | | | 生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察) |

注1) 総合型地域スポーツクラブ：拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目が実施可能で、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の会員で構成される組織のこと。

注2) 地域通貨：市民の手で作れ出す通貨のこと。限られた地域の範囲でしか使うことができない。多くの場合は、NPO等の市民団体が、ボランティア活動や地域社会への貢献を評価する道具として利用し、それらの活動を活性化させることを目的に発行している。

1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ

施策の基本方向

子どもたちは仲間のなかで自分自身を知り、お互いに関わり、育ちあっていきます。その関わりの場面づくりを、「集う」「遊ぶ」「学ぶ」の3つの視点で推進します。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|-----|---|-----------|--------|--------|--------|-------------------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| 3 | 子どもの公共施設利用促進の方法の検討 公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、子どもだけの利用をすすめます。 | 新規 | | | | 関係各課 |
| 3 | 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進（再掲） 1-2-1-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 関係各課 (文化・スポーツ 振興財団) |
| 5-1 | 特色ある児童館事業への変革（再掲） 1-1-1-重、(再掲)4-1-1-重、4-4-重 | 継続 新規 | | | | 児童課 |
| 5-4 | 学校開放事業 ^{注)} の推進と「遊びの学校」事業の創設 小学校の校庭やプール開放とあわせて、教室等も活用しながら「遊びの学校」事業を市民や地域ボランティアの協力と子どもたちの自主活動等により実施する。 小学校を子どもたちのための地域の拠点にするため、学校施設を利用しやすくする仕組みに整え、プレイリーダー（遊びの指導員）を配置することで、安心して集い、遊び、学べる環境を整える。 学校施設開放事業をコーディネート（調整・共有）したり、運営を円滑につづけるための自己チェック機能を備える。 (再掲)3-2-2-重、4-3-1-重、4-4-重 | 継続 新規 | | | | 子育て支援課 社会教育課 |
| 5-5 | 中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討 放課後や休日の中学校の教室を活用して自習室やグループ学習室への開放事業、地域のボランティアと協力した中学生の自主的活動などを検討する。 | 新規 | | | | 子育て支援課 指導課 |
| 5-6 | 子ども参加型ですすめる遊び場づくりの検討 公園等の遊び場の設置・改善を子どもが企画等を中心に行う子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたくなるような遊び場を地域につくる。 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |

注) 学校開放事業：西東京市では、小学校の校庭、体育館開放のほか、小中学校のプール開放を行っている。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|------|---|-----------|--------|--------|--------|--------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| 5-7 | プレイパーク設置の検討 子どもが自然の中で自由に遊べる冒険遊び場の設置を検討する。 プレイパークの運営に際し、子どもの遊び支援グループなどと協働するとともに、必要に応じてプレイリーダーの派遣等の支援を行う。 (再掲)4-4-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |
| 5-8 | 身近にボール遊びのできる場所の検討 身近にある公園や広場などが子どもにとって魅力的な場所になるよう、ミニバスケット、フットサルなど、気軽にできるスポーツの場の設置を検討する。 (再掲)4-4-重 | 新規 | | | | 公園緑地課 スポーツ振興課 |
| 5-9 | 屋内の居場所の充実 総合体育館やスポーツセンターの個人開放事業を推進する。 | 継続 | | | | スポーツ振興課 (文化・スポーツ振興財団) |
| 5-10 | プレイリーダーの育成と「遊びの出前」事業の検討(再掲) 1-2-1-重、(再掲)3-2-2-重、4-3-1-重、4-3-2-重、4-4-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |
| 8 | 乳幼児とふれあう場づくりの推進 小・中・高校生と乳幼児とのふれあい活動や、遊びのボランティア、ベビーシッター活動を通じて、異年齢の子どもたちの交流をすすめる。 保育園や幼稚園などが主催する行事に、小学生・中学生・高校生などが参加できるように促進する。 小学校・中学校・高校の授業等の中で、幼稚園や保育園の訪問やボランティアなどを推進する。 (再掲)2-1-重、2-3-重、3-2-2-重、4-1-1-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 保育課 指導課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|--------|--------|---------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進 | 新規 | | | | 産業振興課 子育て支援課 |
| | 出前児童館 ^{注)} の充実 (再掲)3-2-2-、4-1-1- | 継続 | | | | 児童課 |
| | 音楽練習室等活用の推進 | 継続 新規 | | | | 生活文化課 指導課 公民館 |
| | 図書館の子どもスペースの充実 | 継続 | | | | 図書館 |
| | 図書館利用者交流会の検討 | 新規 | | | | 図書館 |

注) 出前児童館：主に土曜日や長期休業日に、計画的に公民館や学校などに出向き、集団遊び活動やものづくりなどを実施する活動のこと。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|--|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 読み聞かせリーダー育成事業の推進 (再掲)3-2-2- | 継続 | | | | 子育て支援課 図書館 |
| | 体験交流型の子ども旅行事業の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| | 農業体験の拡充(再掲) 1-2-1- | 継続 | | | | 産業振興課 |
| | 子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興(再掲) 1-2-1- | 継続 | | | | 生活文化課 子育て支援課 社会教育課 スポーツ振興課 図書館 公民館 (文化・スポーツ 振興財団) |
| | 地域活動体験の拡充(再掲) 1-2-1- | 継続 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| | ものづくり体験の拡充(再掲) 1-2-1- | 継続 | | | | 公民館 |
| | 各国の子どもが集える事業の検討 | 新規 | | | | 生活文化課 子育て支援課 社会教育課 |
| | 青少年海外派遣事業の検討 | 新規 | | | | 生活文化課 子育て支援課 社会教育課 |
| | おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併 設の検討 | 新規 | | | | 管財課 生活文化課 公民館 |
| | 遊び場等の利用手続きの簡素化と予約端末 ^{注)} 設 置の推進 | 継続 | | | | 情報推進課 関係各課 |
| | 子ども調査の推進(再掲) 1-2-1- | 新規 | | | | 児童課 図書館 (文化・スポーツ 振興財団) |
| | 子ども参画による生涯学習事業の推進 | 継続 | | | | 児童館 公民館 |

注) 予約端末：公共施設の利用予約ができる端末のこと。

1 - 2 - 3 子どもと情報

施策の基本方向

現在、子どもたちはあふれるほどの情報のなかに暮らしています。自分に必要な情報を適切に受け取ったり発信したりする能力を高めるため、子どもたちによるインターネットの活用など、メディアリテラシー^{注1)}の支援を行う必要があります。

市では、市報の一部に子ども向けのコーナーを設けたり、市のホームページに子ども向けのページを設けて地域の情報を子どもたちに提供しています。今後は、子どもたちによる情報発信も含め、情報の内容や提供方法を一層充実していきます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|----|----|---------------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 7 | 市報や市のホームページの子ども向け情報の充実 子どもにとって読みやすい市報づくりと子ども向け情報の充実、さらには市のホームページの「キッズページ」 ^{注2)} を拡充する。 | 継続 | | | | 広報広聴課 子育て支援課 公民館 図書館 |
| 7 | 子ども向け情報提供方法の検討 西東京市のホームページ等とリンクした子ども向けホームページの充実や、子どもへの広報を拡充する。 インターネット等で子ども向け情報を子どもたちが収集しやすいように、学校など子どもの身近な場所にパソコンを設置するように努める。 地域情報を学校に提供するとともに、各学校内に子ども情報掲示板を設置する。 | 継続 新規 | | | | 広報広聴課 子育て支援課 教育庶務課 指導課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|----------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 子ども参画による広報紙づくりの検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 公民館 図書館 |
| | 子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実（再掲） 1-1-2-、(再掲)3-2-2- | 継続 | | | | 子育て支援課 指導課 |
| | 情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進 (再掲)4-3-1- | 新規 | | | | 指導課 |

注1) メディアリテラシー：メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力のこと。

注2) キッズページ：西東京市のホームページにある、子どものためのページ。

2 おとなになることを支える

2 - 1 心身の自立

施策の基本方向

子どもはいずれおとなになっていく存在であることを意識しながら、若者の時期から意識的に自立していく力を身につけることが必要です。

母子保健と子育て支援を相互に連携させ、分担と共同を密接にとり、とりわけ、タバコ・薬物・性感染症^{注1)}などに対する正しい知識の普及に努めます。また、妊娠に関しては、性と妊娠に関する適切な教育を行政、NPO、学校等と協力しながら実施していきます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|----|----|----------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 8 | 乳幼児とふれあう場づくりの推進（再掲） 1-2-2-重、(再掲)2-3-重、3-2-2-重、4-1-1-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 保育課 指導課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---------------------------|-----------|--------|----|----|------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | タバコ・薬物・性感染症に対する正しい知識普及の充実 | 継続 | | | | 健康推進課 子育て支援課 指導課 |

2 - 2 経済的独立

施策の基本方向

自立した生活を営むには、経済的な独立が必要です。子どもたちが、働くことの社会的な役割は何かを理解し、社会の経済活動について学び、経済的な独立について展望が持てるような学習の機会を、学校だけでなく、家庭、地域、行政がとらにつけていきます。あわせて、多様な職業人の話を聞く機会、実際の職場体験など、市内農・商工業者など市民の協力を得て、市内で就労体験ができる制度の導入を検討します。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|----------------------------------|-----------|--------|----|----|-------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進 | 継続 | | | | 指導課 |
| | インターンシップ ^{注2)} 制度の導入の検討 | 新規 | | | | 産業振興課 |

注1) 性感染症：性行為で感染する病気。

注2) インターンシップ：学生による企業での実習。

2 - 3 親役割を理解する

施策の基本方向

子どもを育てるためには一定の経験・技術・知識が必要です。しかし、妊娠から出産、子育ての経験を、自分の出産ではじめて経験する親が多くいることから、子どもの育ちを系統的に学ぶことが必要といえます。中高生が乳幼児とふれあえるベビーシッターボランティアを推進するなど、子どもはいずれ親になっていく存在であることを意識しながら、子どもたちに子どもを育てるための力をつけてもらうことを推進します。同時に子育ての喜び、楽しみを伝えていく方法も検討します。

また、子どもたちの年齢に応じた性教育プログラムの充実を図ります。あわせて、性の尊重や妊娠の仕組みを学ぶ機会を増やし、啓発、相談事業を実施していきます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|--------|--------|----------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| 8 | 乳幼児とふれあう場づくりの推進（再掲） 1-2-2-重、(再掲)2-1-重、3-2-2-重、4-1-1-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 保育課 指導課 |
| 8 | 中学生のためのベビーシッターボランティア事業の推進 中学生が乳幼児とふれあえるように、保育園などでのベビーシッターボランティア事業を推進する。 | 新規 | | | | 保育課 (社会福祉協議会) |
| 8 | 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進 子どもと同じ目線で子どもや子育て家庭を支援する、高校生、大学生のボランティア活動支援事業を推進する。 (再掲)2-5-重、3-2-1-重、4-3-2-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| 8 | インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実 インターンシップ制度を活用し、高校生、大学生による子育てに関わる職業体験を充実する。 (再掲)2-5-重、3-2-1-重、4-3-2-重 | 新規 | | | | 保育課 児童課 社会教育課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|-----------------|-----------|--------|--------|--------|-----------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 小中学校での性教育の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 指導課 |
| | 性の尊重に向けた支援事業の検討 | 継続 | | | | 健康推進課 子育て支援課 |

2 - 4 他者を援助する力

施策の基本方向

おとなになることは他者を援助する力が身についていることでもあります。子どもはおとなになる過程のなかで、たくさんの援助を受け、その経験の中で他者を援助する力を蓄えていきます。ボランティア活動を通じて、共感と理解を深める共同の体験をすることによって、子どもたちに他者を援助する力が身につきます。安心してボランティア活動に参加できる仕組みづくりと入手しやすい情報提供の方法を検討します。

また、他者を援助するには、相手を理解することが基本です。子どもたちのコミュニケーション力を高め、他者を理解するコミュニケーション力育成プログラムの検討をすすめます。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|----------------------|-----------|--------|----|----|---------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | ボランティア活動の機会の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| | ボランティア保険等の加入の促進 | 継続 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| | コミュニケーション力育成プログラムの検討 | 新規 | | | | 児童課 公民館 |

2 - 5 地域への参加

施策の基本方向

子どもたちが地域社会や市民活動に関心を持ち、地域と関わりを持つことは、将来、西東京市を支える市民、NPO、市民活動の主役としての大切な経験になります。

子どもたちが日常的に地域との関わりが持てるよう、地域の交流の核として位置づけ、子ども参加で交流事業の企画・運営をすすめます。また、高校生や大学生がボランティア活動を通じて、地域に参加できる仕組みを検討します。地域のなかでの子どもたちの参加機会を増やすため、地域行事などで活性化を図ります。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|---------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 3 | 青少年センターの地域若者交流事業の検討 青少年センターで、地域の若者の出会いや交流の場づくりの企画・運営を子ども参加で推進する。 | 新規 | | | | 児童課 |
| 8 | 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲） 2-3-重、(再掲)3-2-1-重、4-3-2-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| 8 | インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲） 2-3-重、(再掲)3-2-1-重、4-3-2-重 | 新規 | | | | 保育課 児童課 社会教育課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|----------------------|-----------|--------|----|----|-------------------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 地域行事等の活発化による子ども参加の推進 | 継続 | | | | 生活文化課 子育て支援課 社会教育課 スポーツ振興課 |

3 子育て家庭の支え合い

3 - 1 子育て事情

3 - 1 - 1 子育て意識

施策の基本方向

男性も女性もともに育児を担う立場で考え、理解し協力し合って子育てをしていくことは子どもの育ちにとっても意味があります。夫婦がともに子育ての楽しさを実感でき、また安心して子育てが行える環境づくりに努めます。

子育てに父親が参加しやすい環境づくり、地域で子どもを育てるという意識を高めるための活動などを行っていきます。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---------------------------------|-----------|--------|----|----|---|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 子育て意識の啓発の推進 | 継続 | | | | 生活文化課 子育て支援課 公民館 |
| | 父親の育児参加の推進 (再掲)3-2-2-、4-1-1- | 新規 | | | | 産業振興課 健康推進課 子育て支援課 社会教育課 関係各課 |
| | 地域の子育て意識の醸成 (再掲)4-4- | 継続 | | | | 子育て支援課 |

3 - 1 - 2 子育ての状況

施策の基本方向

子育てを楽しんでいると同時に子育てをつらいと感じている人が多く、また、小家族・核家族化によって地域の中で孤立感や不安感を抱いている親たちも少なくありません。そこで、西東京市では、親たちが「精神的なゆとり」を持って子育てを楽しんでもらうために積極的に支援していきます。母親・父親それぞれが子育てや子育てに関する確かな知識と技術を身につける機会、子育て仲間づくりなどを積極的にすすめます。また、家事と育児を両立させるためのホームヘルパー^{注1)}制度など既存のサービスと在宅児への保育サービスの充実についても検討します。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|-----------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 6 | 子育てに関する学習機会の充実 妊産婦や乳幼児の健康増進のため、母親学級 ^{注2)} 、 両親学級 ^{注3)} 、育児学級 ^{注4)} 、各種の講習・講座・ 講演、健康教育・グループワークの機会や知識の 普及、仲間づくりなどの内容を見直し、充実す る。 先輩パパママが参画する子育て講座を開催するな ど、子育て家庭同士や先輩パパママとの交流の機 会づくりに努める。 (再掲)3-2-2-重、4-2-1-重 | 継続 | | | | 健康推進課 子育て支援課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|------------------------------|-----------|--------|----|----|------------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | ホームヘルパー派遣事業の推進 (再掲)4-1-4- | 継続 | | | | 生活福祉課 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| | 在宅児への保育サービス等の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 保育課 児童課 |

注1) ホームヘルパー：居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。

注2) 母親学級：はじめて出産を迎える妊娠5～8か月の妊婦を対象とした講習会。

注3) 両親学級：初妊婦及びその配偶者を対象とした、沐浴実習を中心とした講習会。半日の平日コースや土曜コースがある。

注4) 育児学級：ミニ講座を開くとともに、親同士の交流を図ることによって、育児の楽しさや育児不安の解消を目的としたもの。

3 - 2 子育ての支え合い

3 - 2 - 1 子育ての支え合い意識

施策の基本方向

子育ての基本は家庭です。しかし、家庭だけでは子育てできるわけではなく、子どもが暮らす地域も重要な役割を担っています。

しかし、現在西東京市の子育て家庭と地域の関係は希薄であるといわざるを得ません。そのため、就学前、就学後の子ども同士とともに、子育て家庭同士、さらに地域で子育てに関心を持っている人をつなぐ基盤づくりを意識的に行っていくことが必要となります。子育て、子育てを地域社会の問題として受け止め、地域で子育てを支えるための支え合いの意識を醸成し、子育て家庭と地域の新たな結びつきを整えて、さらには行政と市民が一体となって子どもを育てる環境整備をすすめていきます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|---------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 8 | 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲） 2-3-重、(再掲)2-5-重、4-3-2-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| 8 | インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲） 2-3-重、(再掲)2-5-重、4-3-2-重 | 新規 | | | | 保育課 児童課 社会教育課 |
| 10 | ファミリー・サポート・センター ^注 の充実 仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている家庭への支援の環境整備の一環として、保育ニーズに対応した相互支援体制を充実するため、ファミリー・サポート・センターに関する情報をわかりやすく提供する方法、利用規則の改善や障害児利用の充実、サポート会員の養成プログラムの内容および方法の充実を総合的に検討する。 (再掲)4-1-1-重 | 継続 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|---------------------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実（再掲） 1-2-1-、(再掲)4-3-2- | 継続 | | | | 生活文化課 健康推進課 子育て支援課 (社会福祉協議会) |

注) ファミリー・サポート・センター：地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預りたい人（サポート会員）がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|---|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1-、(再掲)4-3-1-、4-3-2- | 継続 | | | | 産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) |

3 - 2 - 2 子育て・子育てに関する支え合いの状況

施策の基本方向

男女がともに子どもの育ちや子育てに関して確かな知識と技術を身につけることは、子どもの育ちに見通しを持つことになり、子育てに関する不安を軽減し、子育てに対する精神的ゆとりを持つことにつながります。

子育てをしていくなかで抱える不安や悩みを軽減し、安心して生活できる体制づくりを、「学習の機会」「交流」「相談」「情報」の4つの視点で推進します。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|------|---|-----------|--------|--------|--------|-----------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| 4 | (仮称)こどもの総合支援センターにおける子育てグループの活動場所確保と活動の推進 (仮称)こどもの総合支援センターに子育てサークルや子育て関連のボランティアの活動場所を確保するとともに、活動を推進することを検討する。 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| 5-3 | 園庭開放 ^{注)} の推進 乳幼児とその親の交流と遊び場づくりのため、保育園の園庭開放を推進し、一層の充実を図る。 (再掲)4-4-重 | 継続 新規 | | | | 保育課 |
| 5-4 | 学校開放事業の推進と「遊びの学校」事業の創設 (再掲) 1-2-2-重、(再掲)4-3-1-重、4-4-重 | 継続 新規 | | | | 子育て支援課 社会教育課 |
| 5-10 | プレイリーダーの育成と「遊びの出前」事業の検討 (再掲) 1-2-1-重、(再掲)1-2-2-重、4-3-1-重、4-3-2-重、4-4-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |
| 6 | 子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1-2-重、(再掲)4-2-1-重 | 継続 | | | | 健康推進課 子育て支援課 |

注) 園庭開放：地域の子どもと園児が一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|----|----|------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 6 | 幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の検討 幼稚園・保育園での父母会とともに、これから子どもを持つ人に子どもの育ちを体験してもらうため、幼稚園・保育園での実際の子どもたちとのふれあいを中心とした父母教室 ^{注1)} の開催を、母子保健と連携して推進する。 | 新規 | | | | 健康推進課 子育て支援課 保育課 |
| 7 | 子育て家庭への情報提供の充実 市報、市のホームページ、パンフレット、リーフレット ^{注2)} 、機関誌などを通じて、子育てNPO・グループや幼稚園・保育園・学校などの子育て情報を充実する。 (再掲)4-1-1-重 | 継続 | | | | 広報広聴課 子育て支援課 保育課 |
| 8 | 乳幼児とふれあう場づくりの推進(再掲) 1-2-2-重、(再掲)2-1-重、2-3-重、4-1-1-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 保育課 指導課 |
| 12 | 新生児訪問等の推進 出産・育児不安や産後うつ等に対応するため、訪問指導を推進する。 訪問を行わない妊産婦・新生児についても、健康や発達等の状況を把握する仕組みを検討する。 (再掲)4-2-1-重 | 継続 | | | | 健康推進課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|----|----|---|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 「家庭教育(親自身が親役割を理解し、力をつけていく事業)」の推進(再掲) 1-1-1- | 新規 | | | | 子育て支援課 保育課 児童課 社会教育課 公民館 |
| | 父親の育児参加の推進(再掲) 3-1-1-、(再掲)4-1-1- | 新規 | | | | 産業振興課 健康推進課 子育て支援課 社会教育課 関係各課 |
| | 読み聞かせリーダー育成事業の推進(再掲) 1-2-2- | 継続 | | | | 子育て支援課 図書館 |

注1) 父母教室：父母及びこれから父母になる人を対象とした教室のこと。

注2) リーフレット：一枚刷りの宣伝や説明に用いる印刷物。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|--------|--------|-----------------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 子育てひろば事業の充実 児童館・ピッコロハウス ^{注)} で実施している子育て ひろば事業を充実し、市民との連携を深める。 | 継続 | | | | 子育て支援課 児童課 |
| | 出前児童館の充実(再掲) 1-2-2-、(再掲)4-1-1- | 継続 | | | | 児童課 |
| | 育児・子育て相談事業の充実 (再掲)4-2-1- | 継続 | | | | 健康推進課 子育て支援課 保育課 |
| | 障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進 (再掲)4-1-2- | 継続 | | | | 障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 教育相談課 |
| | 相談に関する情報提供の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 子育て相談担当者の研修事業の充実 | 継続 | | | | 関係各課 |
| | 子ども家庭支援センターの設置及び内容の充実 (再掲)4-1-1-、4-1-2-、4-1-4- | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 外国語による広報活動の充実 | 継続 | | | | 生活文化課 |
| | 救急医療情報提供の充実 | 継続 | | | | 健康推進課 |
| | 子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実(再 掲) 1-1-2-、(再掲)1-2-3- | 継続 | | | | 子育て支援課 指導課 |
| | 子育て施設・遊び場マップ等作成の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |

注) ピッコロハウス：0～3歳の子どもを中心とした乳幼児と、その親を対象にした交流施設。

4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

4 - 1 子どもと家庭の支援

4 - 1 - 1 子育て期の支援

施策の基本方向

行政の各部署と現場と力を合わせて、支援を統合的にすすめます。これまで、各部署や現場が縦割りに陥りがちであったことを見直し、市内をいくつかのブロックに分け、市民を中心に近隣の保育施設や児童館、公民館などが分担と協働により利用しやすい行政サービスになるように見直します。これまでの保育所や学童クラブへの入所を中心にした子育て支援を推進しながら、すべての子育て家庭・子どもたちへの支援を拡充します。

子ども家庭支援施策の拠点として、(仮称)こどもの総合支援センターを整備し、地域の人々が集まり、語り、考え、動き、協力できる場づくりをすすめます。

保育サービスについては市内の公立保育園をブロック化し、保育所に求められるサービス機能をブロックごとに分担します。短期的・一時的に必要な保育ニーズへの対応システムを再検討するとともに、恒常的に必要な保育ニーズについては保育サービスを充実します。学齢期の子どもたちの放課後については、子どもたちの楽しく安全な居場所を多様につくりだすことをめざして、保育に欠ける子どもの学童クラブ事業と、多くの子どもたちが安全に遊べる環境整備の両方のシステムを充実していきます。

子育て期は所得が限られているにも関わらず、一方では支出が多くなるため、子育て家庭が経済的に支援を受けられるよう、国、都に要請していきます。また、子どもを持つ人の働く環境を充実するため、育児休業を安心して取得できたり、労働時間を短縮できるよう、企業への啓発に努めます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|-----|---|-----------|--------|----|----|--------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 4 | (仮称)こどもの総合支援センターの開設 子ども施策の拠点として、こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設を開設する。 (再掲)4-1-2-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| 5-1 | 特色ある児童館事業への変革(再掲) 1-1-1-重、(再掲)1-2-2-重、4-4-重 | 継続 新規 | | | | 児童課 |
| 5-2 | (仮称)地域子育て支援センターの創設 乳幼児期の子育ての拠点として、(仮称)地域子育て支援センターを市内数か所に創設する。 | 新規 | | | | 子育て支援課 |

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----------|---|-----------|--------|--------|--------|------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| 5-3 9 | 公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し 公立保育園の中から数か所程度の基幹型保育園をつくりブロック化を図り、基幹型保育園を中心に病後児保育、休日保育等の実施を検討する。 サービス内容を見直して、公立保育園では、障害児の通所型保育、障害児の入所型保育、延長保育、一時保育、地域の親子を中心とした遊び場事業等を実施する。 | 新規 | | | | 保育課 |
| 5-3 9 | 保育の質の確保と向上の検討 福祉サービス第三者評価 ^{注)} 制度に取り組み、保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスの提供に努める。 | 新規 | | | | 保育課 |
| 7 | 子育て家庭への情報提供の充実(再掲) 3-2-2-重 | 継続 | | | | 広報広聴課 子育て支援課 保育課 |
| 8 | 乳幼児とふれあう場づくりの推進(再掲) 1-2-2-重、(再掲)2-1-重、2-3-重、3-2-2-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 保育課 指導課 |
| 9 | 一時保育の充実 リフレッシュ型の一時的保育希望にも対応できるように、公立保育園での一時保育の実施を拡充する。一時保育の利用手続きを簡略化し、より利用しやすいものにする。 | 継続 新規 | | | | 保育課 |
| 9 | 病後児保育の充実 保育園入所児、幼稚園児等が病気回復期のため集団保育が無理な場合、保育園に開設された施設や、医療機関に併設された保育施設で一時的に保育を行う病後児保育を充実する。 (再掲)4-1-2-重 | 継続 | | | | 子育て支援課 保育課 |
| 9 | 病児保育の検討 医療機関附置の病後児保育室で病児を受け入れることを検討する。 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| 9 | 休日保育の充実 保護者の就業形態の多様化から、仕事と子育ての両立支援として、日曜日や祝日の休日保育の実施を検討する。 | 新規 | | | | 保育課 |
| 9 | ショートステイ事業の検討 児童養護施設や地域のNPO団体を活用した短期宿泊型保育事業を検討する。 | 新規 | | | | 子育て支援課 |

注) 第三者評価：事業の実施者でも利用者でもない第三者による評価のこと。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|---------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 9 | 学童クラブ運営の充実 小学校4年生以上の保育は「遊びの学校」事業に移行し、小学校3年生までを現施設で保育することや、保護の必要な子どもの保育環境を整備する検討を行う。また、「遊びの学校」事業との連携を強化する。 環境が整備された学童クラブ施設の開放を基本として、午前中は乳幼児とその保護者のために開放し、子ども同士の遊び場や保護者たちの仲間づくりを支援する。 | 継続 新規 | | | | 児童課 |
| 9 | 学童クラブの施設整備の検討 老朽施設の改善と事業内容を充実するため、施設整備を検討する。 | 新規 | | | | 児童課 |
| 10 | ファミリー・サポート・センターの充実（再掲） 3-2-1- <u>重</u> | 継続 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|-----------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 出産直後及び里帰り出産後の支援の充実 | 継続 新規 | | | | 健康推進課 子育て支援課 |
| | 子育ての総合窓口の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| | 保育園の入所枠拡大の検討 | 継続 | | | | 保育課 |
| | 認証保育所 ^{注1)} への支援の検討 | 継続 | | | | 保育課 |
| | 就園奨励事業 ^{注2)} の推進 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 私立幼稚園運営助成金の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 駅周辺への乳幼児施設設置の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| | 出前児童館の充実（再掲） 1-2-2-、(再掲)3-2-2- | 継続 | | | | 児童課 |
| | 子ども家庭支援センターの設置及び内容の充実 (再掲) 3-2-2-、(再掲)4-1-2-、4-1-4- | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 育児休業相談・支援事業の検討 | 新規 | | | | 生活文化課 産業振興課 |

注1) 認証保育所：東京都の認証保育所の設置基準を満たし、東京都や市の補助金の対象基準を満たしている施設のこと。

注2) 就園奨励事業：私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う事業。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|--------|--------|---|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 父親の育児参加の推進（再掲） 3-1-1-、(再掲)3-2-2- | 新規 | | | | 産業振興課 健康推進課 子育て支援課 社会教育課 関係各課 |
| | 労働時間短縮（勤務時間短縮等の周知・支援）の 推進 | 継続 | | | | 産業振興課 |
| | 再雇用制度 ^{注1)} に対する情報提供の充実 | 継続 | | | | 生活文化課 産業振興課 |
| | 児童手当 ^{注2)} 、児童育成手当 ^{注3)} の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 母子福祉資金貸付事業 ^{注4)} の推進 | 継続 | | | | 生活福祉課 |
| | 国、東京都等の補助活用の推進 | 継続 | | | | 財政課 |

注1) 再雇用制度：ここでは、出産や育児によって離職した人が、職場への復帰や再就職しやすくなるための制度のこと。

注2) 児童手当【国制度】：義務教育就学前の子どもを養育している人に対する手当。

注3) 児童育成手当【都制度】：障害手当は、知的障害のあるまたは身体に障害のある20歳未満の者を養育する人を対象とした補助制度。育成手当は、ひとり親家庭等の状態にある児童を扶養している人を対象とした補助制度。

注4) 母子福祉資金貸付事業【国制度】：都内に6か月以上居住していて、20歳未満の人を扶養している配偶者のいない女性を対象とした貸付制度。事業開始、修学、技能習得、就職支度、生活、住宅、結婚資金等の貸付を行う。

4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

施策の基本方向

障害のある（障害の可能性がある）子どもを育てる家庭に対し、ノーマライゼーション^{注1)}を基本にして地域の中で、障害のあるなしに関わらず一緒に育つという視点で、すべての施策を点検します。可能な限り、保育所での保育、幼稚園での教育、児童館等を利用しながら放課後、余暇活動の充実など地域との結びつきを強め、健常児との交流をすすめていきます。

また、（仮称）こどもの総合支援センターを整備し、障害のある子どもへの療育・相談事業、教育的支援の充実に取り組むと同時に、障害のある子へのグループ支援、障害のある子どもを育てる親支援、障害のあるなしに関わらない親子の交流活動など総合的な支援を行います。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|--|-----------|--------|----|----|---------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 4 | （仮称）こどもの総合支援センターの開設（再掲） 4-1-1-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| 9 | 病後児保育の充実（再掲） 4-1-1-重 | 継続 | | | | 子育て支援課 保育課 |
| 11 | 障害児保育 ^{注2)} の充実（入所型と通所型の障害児保育の充実） | 継続 新規 | | | | 保育課 児童課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|-------------------------------------|-----------|--------|----|----|-----------------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進（再掲） 3-2-2- | 継続 | | | | 障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 教育相談課 |
| | ホームヘルパー派遣事業の推進 | 継続 | | | | 障害福祉課 子育て支援課 |
| | 緊急入所事業の推進 | 継続 | | | | 障害福祉課 |
| | 障害児の幼稚園入園に対する支援の推進 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| | 障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保 | 新規 | | | | 障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 |
| | 心身障害教育の充実 | 継続 | | | | 学務課 指導課 |

注1) ノーマライゼーション：障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件をできるかぎり障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにすること）。

注2) 障害児保育：療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称のこと。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|-------------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 養護学校 ^{注1)} の充実及び市外にある養護学校への通学者に対する取り組みの充実 | 継続 | | | | 関係各課 |
| | 障害児放課後活動としての常設場確保の検討 | 新規 | | | | 障害福祉課 子育て支援課 児童課 |
| | 障害者、異年齢世代との交流事業の推進 | 継続 | | | | 障害福祉課 子育て支援課 保育課 児童課 |
| | 児童扶養手当 ^{注2)} ・特別児童扶養手当 ^{注3)} の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 障害児がいる世帯への手当（特別児童扶養手当）の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 子ども家庭支援センターの設置及び内容の充実（再掲） 3-2-2-、(再掲)4-1-1-、4-1-4- | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 相談から、フォローアップ ^{注4)} までを行う施設整備の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |

4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

施策の基本方向

日本では年々外国人が増加しています。西東京市でも、今後増加していくことが考えられます。外国籍の子どもや帰国児童・生徒が人間形成の大切な時期に、西東京市で充実し、暮らしていけるような支援を検討します。外国籍の子どもや帰国児童・生徒に対し、学校への通訳派遣、個別の学習指導や日本語指導、外国語本の充実などの施策を推進するとともに、就学児保護者に対し、外国語でのパンフレット作成や翻訳サービスを検討します。

また、地域における日本人家庭との交流や地域の行事や催しなどへの参加が促進されるよう、NPOなどとの連携も視野に入れながら支援システムを検討していきます。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|-----------------------|-----------|--------|--------|--------|-----|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実 | 継続 | | | | 指導課 |
| | 個別に指導できる指導者の確保 | 新規 | | | | 指導課 |

注1) 養護学校：心や体に何らかの障害がある児童・生徒のための学校のこと。肢体不自由養護学校、知的障害養護学校、病弱養護学校に分かれている。養護学校のほか、盲学校、ろう学校がある。

注2) 児童扶養手当【国制度】：母子家庭などの状態にある児童を養育している人を対象とした補助。

注3) 特別児童扶養手当【国制度】：精神または身体に障害のある20歳未満の者（身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害、愛の手帳1～3度程度及び知的障害等）を養育している人を対象とした補助。

注4) フォローアップ：助けること。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|-------------------------|-----------|--------|--------|--------|-------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実 | 継続 | | | | 関係各課 |
| | 外国語本の整備の推進 | 継続 | | | | 図書館 |
| | 外国語の翻訳サービスシステムの充実 | 新規 | | | | 生活文化課 |

4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援

施策の基本方向

子育ての役割を両親が分担できる家庭であっても、さまざまな支援が必要な現代においてひとりの親で子育てをする家庭には、さらに手厚い援助が必要になります。ひとり親家庭の相互扶助、子育て家庭の相互扶助といった市民相互の援助の仕組みを組み合わせながら、ひとり親であっても安心して子育てができるように、西東京市のひとり親家庭への援助の仕組みの整備を検討していきます。ひとり親家庭に対し相談事業やホームヘルパー派遣事業の推進、給食サービスなどの生活支援策を検討していきます。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|------------------------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | ホームヘルパー派遣事業の推進（再掲） 3-1-2- | 継続 | | | | 生活福祉課 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| | ひとり親家庭への給食サービスの検討 | 新規 | | | | 生活福祉課 子育て支援課 |
| | ひとり親家庭休養事業の推進 | 継続 | | | | 生活福祉課 |
| | 母子保護の実施 | 継続 | | | | 生活福祉課 |
| | ひとり親家庭医療費助成事業の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | ひとり親家庭等児童就学支度金支給事業の充実 | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 子ども家庭支援センターの設置及び内容の充実 (再掲) 3-2-2-、(再掲)4-1-1-、4-1-2- | 継続 | | | | 子育て支援課 |

4 - 2 保健・医療

4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実

施策の基本方向

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。また、虐待や子育てへの悩みに即座に対応できるよう、保健師の家庭訪問活動を積極的にすすめます。

育児相談の充実を図るとともに、今後整備される（仮称）地域子育て支援センターや（仮称）こどもの総合支援センター、その他の子育て関連施設・機関などとの連携・役割分担を図ります。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|-----------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 6 | 子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1-2-重、(再掲)3-2-2-重 | 継続 | | | | 健康推進課 子育て支援課 |
| 12 | 新生児訪問等の推進（再掲） 3-2-2-重 | 継続 | | | | 健康推進課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---------------------------------------|-----------|--------|----|----|------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 乳幼児健診（3・4か月児、1歳6か月児、3歳児）の活用による母子保健の推進 | 継続 新規 | | | | 健康推進課 |
| | 育児・子育て相談事業の充実（再掲） 3-2-2- | 継続 | | | | 健康推進課 子育て支援課 保育課 |
| | 予防接種についての普及啓発の充実 | 継続 | | | | 健康推進課 |

4 - 2 - 2 医療

施策の基本方向

市内における小児医療の充実を図るため、子どもの健康全般について相談を受けてくれるかかりつけ医制度^{注1)}を推進します。

医師会と連携しながら、平日準夜帯診療^{注2)}体制の整備など小児救急医療の充実を図ります。

子どものむし歯予防を強化するため、かかりつけ歯科医制度^{注3)}を推進するとともに、小学校・中学校の学校歯科保健の充実に務めます。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|-----------------------|-----------|--------|----|----|-----------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | かかりつけ医制度の推進 | 継続 | | | | 健康推進課 |
| | 小児救急医療体制の充実 | 新規 | | | | 健康推進課 |
| | 産科のある医療機関とのネットワークの充実 | 継続 | | | | 健康推進課 |
| | 保健所との連携強化と母子保健の役割の見直し | 継続 | | | | 健康推進課 |
| | アレルギー相談の充実 | 継続 | | | | 健康推進課 |
| | 心身の思春期相談事業実施の検討 | 新規 | | | | 健康推進課 子育て支援課 |
| | かかりつけ歯科医制度の推進 | 継続 | | | | 健康推進課 学務課 |

注1) かかりつけ医制度：かかりつけ医を持つことを推進する制度のこと。かかりつけ医とは、普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。

注2) 準夜帯診療：おおむね午後10時ごろまでの診療のこと。

注3) かかりつけ歯科医制度：かかりつけ歯科医を持つことを推進する制度のこと。かかりつけ歯科医とは、治療のほか、予防や健康づくり等の相談にのる身近な歯科医のこと。

4 - 3 教育

4 - 3 - 1 学校教育

施策の基本方向

子どもたちが、生活上の知識を持ち、社会的な課題への興味や考え方を培うことは社会の一員になるうえで必要なことです。子どもたちが人間性豊かに成長するために、学校教育の中でも、学問的な知識だけでなく、消費者教育^{注1)}、環境教育^{注2)}、国際理解教育、メディアリテラシーなどの教育の充実をすすめていきます。また、学校と地域、市内の学校関係者同士が連携を深め、子どもが過ごしやすい環境づくりを整えます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|------|--|-----------|--------|--------|--------|-----------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| 2 | オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救出システム）の検討（再掲） 1-1-3-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| 5-4 | 学校開放事業の推進と「遊びの学校」事業の創設（再掲） 1-2-2-重、(再掲)3-2-2-重、4-4-重 | 継続 新規 | | | | 子育て支援課 社会教育課 |
| 5-10 | プレイリーダーの育成と「遊びの出前」事業の検討（再掲） 1-2-1-重、(再掲)1-2-2-重、3-2-2-重、4-3-2-重、4-4-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|-----------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 子どものための消費者教育の推進 | 継続 | | | | 生活文化課 指導課 |
| | 環境教育の推進 (再掲)4-4- | 継続 | | | | 環境保全課 指導課 |
| | 国際理解教育の推進 | 継続 | | | | 生活文化課 指導課 |
| | 情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進（再掲） 1-2-3- | 新規 | | | | 指導課 |
| | 人としての権利を尊重する教育の推進（再掲） 1-1-2- | 継続 | | | | 生活文化課 指導課 |
| | スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化（再掲） 1-1-3- | 継続 | | | | 子育て支援課 教育相談課 |

注1) 消費者教育：消費に関するトラブルの未然防止、安全で豊かな消費生活を送るための学習のこと。

注2) 環境教育：人間と環境との関わりについての学習のこと。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|---|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 西東京市教育関係者連絡会議の検討 | 新規 | | | | 教育庶務課 |
| | 幼・保・小・中学校の交流・連携の推進 | 継続 | | | | 子育て支援課 保育課 指導課 |
| | 地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1-、(再掲)3-2-1-、4-3-2- | 継続 | | | | 産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) |
| | 学校へのパソコン設置の充実 | 継続 | | | | 学務課 指導課 |
| | 学校図書館の充実 (再掲)4-4- | 継続 | | | | 学務課 指導課 |

4 - 3 - 2 子ども・子育て家庭支援者の育成

施策の基本方向

子育てのしやすい地域環境をつくるため、子育て経験者やボランティア、NPOなど、既存のさまざまな人的資源を活かせるように、その活動や組織の育成に努めます。子育ての経験のある人が、子育て中の人を見守りながら指導したり、退職した人によるボランティア活動、子どもと同じ目線から子育てを支援する高校生や大学生のボランティア活動、さらには子育てサークルの活動への支援を検討します。あわせて、子どもの遊びを指導するプレイリーダーの育成に努めます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|------|--|-----------|--------|----|----|---------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 5-10 | プレイリーダーの育成と「遊びの出前」事業の検討（再掲） 1-2-1-重、(再掲)1-2-2-重、3-2-2-重、4-3-1-重、4-4-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |
| 8 | 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲） 2-3-重、(再掲)2-5-重、3-2-1-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 (社会福祉協議会) |
| 8 | インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲） 2-3-重、(再掲)2-5-重、3-2-1-重 | 新規 | | | | 保育課 児童課 社会教育課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|----|----|---|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1-、(再掲)3-2-1-、4-3-1-、 | 継続 | | | | 産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) |
| | 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実（再掲） 1-2-1-、(再掲)3-2-1- | 継続 | | | | 生活文化課 健康推進課 子育て支援課 (社会福祉協議会) |

4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり

施策の基本方向

子どもたちが安全に過ごせるまちや地域であれば、子どもや子育て家庭をはじめ、さまざまな年代の人々が豊かに暮らせ、まちや地域は発展的に続くことができます。

子どもにとって安全なまちとなるように、地域住民との協力によって、子どもの緊急避難所事業、通学路への安全施設の整備、交通安全教育などを推進します。

また、地域に使いやすい施設が整備され、便利な交通手段が確保されていれば、子どもや親は自然に集い、活動します。子どもの意見を取り入れるなどの工夫をしながら、公園、グラウンド、児童館、図書館などを充実するとともに、親子で市内の施設を見学・学習する機会を推進します。また、交通の利便性を向上させるため、コミュニティバス^{注)}の充実に努めます。

重要施策に関連する施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|------|--|-----------|--------|----|----|------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 5-1 | 特色ある児童館事業への変革（再掲） 1-1-1-重、(再掲)1-2-2-重、4-1-1-重 | 継続 新規 | | | | 児童課 |
| 5-3 | 園庭開放の推進（再掲） 3-2-2-重 | 継続 新規 | | | | 保育課 |
| 5-4 | 学校開故事業の推進と「遊びの学校」事業の創設 （再掲） 1-2-2-重、(再掲)3-2-2-重、4-3-1-重 | 継続 新規 | | | | 子育て支援課 社会教育課 |
| 5-7 | プレイパーク設置の検討（再掲） 1-2-2-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |
| 5-8 | 身近にボール遊びのできる場所の検討（再掲） 1-2-2-重 | 新規 | | | | 公園緑地課 スポーツ振興課 |
| 5-10 | プレイリーダーの育成と「遊びの出前」事業の検討 （再掲） 1-2-1-重、(再掲)1-2-2-重、3-2-2-重、4-3-1-重、4-3-2-重 | 新規 | | | | 子育て支援課 公園緑地課 |

「番号」は、重要施策の番号を指す。

一般施策

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---------------------------|-----------|--------|----|----|--------------------------------|
| | | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| | 防犯対策の充実（再掲） 1-2-1- | 継続 | | | | 生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察) |
| | 地域の子育て意識の醸成（再掲） 3-1-1- | 継続 | | | | 子育て支援課 |
| | 子どもの緊急避難場所とする事業の推進 | 継続 | | | | 子育て支援課 |

注) コミュニティバス：地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。西東京市では、「はなバス」が、公共交通空白地域を中心に運行している。

| 番号 | 施策・事業名及び内容 | 継続 /新規 | 事業化の時期 | | | 担当課 |
|----|---|-----------|--------|--------|--------|----------------|
| | | | 前 期 | 中 期 | 後 期 | |
| | 通学路、通園路の安全確保の充実 | 継続 | | | | 教育庶務課 学務課 |
| | 交通安全教育の推進 | 継続 | | | | 指導課 |
| | コミュニティバスの充実 | 継続 新規 | | | | 交通計画課 |
| | 子ども施設、遊び場マップ等作成の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 |
| | (仮称)合併記念公園 ^{注1)} の子どものための活用 システムの検討 | 新規 | | | | 公園緑地課 |
| | ビオトープ ^{注2)} 設置の推進 | 継続 | | | | 環境保全課 公園緑地課 |
| | 環境教育の推進(再掲) 4-3-1- | 継続 | | | | 環境保全課 指導課 |
| | 親子施設見学会の検討 | 新規 | | | | 子育て支援課 各施設 |
| | 図書館事業の拡充 | 継続 | | | | 図書館 |
| | 学校図書館の充実(再掲) 4-3-1- | 継続 | | | | 学務課 指導課 |
| | 図書館、学校図書館のネットワーク化の推進 | 継続 | | | | 指導課 図書館 |

注1) (仮称)合併記念公園：西東京市の誕生を記念して建設されるシンボリックな公園として、新市建設計画の重点施策に位置づけられている。西東京市緑町三丁目にある東京大学の研究所跡地 45,600平方メートルを購入し、整備する。平成 15・16 年度に公園施設工事が行われ、平成 17 年度に開園する予定である。

注2) ビオトープ：特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念。事業では、野生生物の生息や生育環境を意味することも多い。

4 章 目標事業量

4章 目標事業量

(1) 目標事業量

市町村行動計画の策定に当たり求められている、国及び東京都事業の項目に関する目標事業量については、次のとおりとします。(*印 数値目標)

【西東京市次世代育成支援対策行動計画目標事業量】

| 事業項目と概要 | 事業量等 | |
|---|---|---|
| | 実績値 | 目標事業量 (平成 17～21 年度) |
| 1 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育事業：派遣型) 【病気回復期であるが、保育園や幼稚園に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病がない子どもを保護者宅で預かる事業。】 | | ・施設型で対応し、派遣型の事業は実施しない。 |
| 2 ファミリー・サポート・センター事業 【地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人(ファミリー会員)と子どもを預かりたい人(サポート会員)が互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。】 | 平成 15 年度 ・設置箇所数 1 ・ファミリー会員数 648 人 ・サポート会員数 164 人 ・延利用件数 2,785 件/年 | * 設置箇所数(1 箇所) ・平成 17 年度より、援助活動時間を 6:00～23:00 に延長して実施する。 ・サポート会員の養成など制度の充実を図る。 |
| 3 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業) 【放課後自宅に帰っても保護者が働いていたり、病気で面倒を見てもらえない小学校低学年(1 年から 4 年)までの児童を対象に、あそびを中心とした活動を通して生活指導を行なう施設。】 | 平成 15 年度 ・設置箇所数 25 ・定員数 1,105 人 ・登録人数 1,068 人 ・利用人数 200,827 人/年 | * 設置箇所数(26 箇所) * 定員数(1,230 人) |
| 4 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) 【保護者が病気等で、子どもの面倒を見ることが出来ない場合、児童福祉施設等で短期間(7 日間程度)子どもを預かる制度】 | | * 設置箇所数(1 箇所) * 定員数(2 人) |
| 5 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業) 【児童を養育している家庭の保護者が仕事その他の理由により、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童をおおむね午後 5 時以降午後 10 時まで又は宿泊で生活指導、食事の提供等を行なう。】 | | ・延長保育事業やファミリーサポートセンター事業として実施する。 |

| 事業項目と概要 | 事業量等 | |
|--|---|--|
| | 実績値 | 目標事業量 (平成 17～21 年度) |
| 6 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育事業：施設型) 【病気回復期であるが、保育園や幼稚園に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病がない子どもを預かる事業。 西東京市は、医療機関へ実施運営を委託している。】 | 平成 15 年度 ・設置箇所数 2 ・定員数 4 人 ・登録人数 473 人 ・利用日数 148 日 | * 設置箇所数 (2 箇所) * 定員数 (8 人) |
| 7 一時保育事業 【0 歳から就学前の子どもを対象に、断続就労・冠婚葬祭・育児疲れのリフレッシュ等さまざまな理由で、一時的に家庭で保育が出来なくなったときに、昼間、保育園で預かる制度。】 | 平成 15 年度 【一時保育事業】 ・設置箇所数 2 ・登録人数 321 人/年 ・利用日数 1,901 日/年 | * 設置箇所数 (5 箇所) * 定員数 (34 人) |
| 8 特定保育事業 【就学前児童を対象に週 2,3 日程度または午前か午後など必要に応じて柔軟に利用できる保育サービス】 | | ・一時保育及び認証保育事業で対応し、特定保育事業は実施しない。 |
| 9 つどいの広場事業 (子育てひろば事業 C 型) 【身近な地域の子育て家庭の支援を行なうため、0 から 3 歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行なう。 C 型：子育ての親子交流(週 2 回以上)、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供等。公共施設内のスペース、商店街の空き店舗等で実施。】 | | ・子育てひろば事業 A 型及び B 型を推進していくものとし、C 型事業は実施しない。 |
| 10 地域子育て支援センター (子育てひろば事業 B 型) 【身近な地域の子育て家庭の支援を行なうため、0 から 3 歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行なう。 B 型：保育所等で行う子育てサークルへの支援、保育所間の連絡調整等。】 | | * 設置箇所数 (5 箇所) ・保育園に併設する「地域子育て支援センター」で実施する。 |
| 11 通常保育事業 【標準の開所時間が 7 時から 18 時までの 11 時間の保育】 | 平成 15 年度 ・設置箇所数 22 (市立 17、私立 5) ・定員数 2,064 人 ・利用人数 2,246 人 (うち管外 64 人) | * 定員数 (2,241 人) |

| 事業項目と概要 | 事業量等 | |
|---|--|---|
| | 実績値 | 目標事業量 (平成 17～21 年度) |
| 12 延長保育事業 【通常の保育時間以上に行なわれる保育。女性の職域拡大や就労形態の多様化によって生じる保育ニーズに対応することを主な目的としている。】 | 平成 15 年度 ・設置箇所数 22 ・利用者数 75,686 人/年 | * 設置箇所数 (22 箇所) * 定員数 (定員の設定なし) |
| 13 休日保育事業 【日曜、祝日に家庭での育児が困難なときや、保護者が働いている場合に保育を行なう制度。】 | | * 設置箇所数 (1 箇所) * 定員数 (20 人) |
| 14 夜間保育事業 【開所時間概ね 11 時から 22 時頃までの保育】 | | ・延長保育事業や預かり育児支援事業のファミリーサポートセンター事業の充実で対応し、夜間保育事業は実施しない。 |
| 15 子ども家庭支援センター事業 【子ども自身や子育て家庭からあらゆる相談に応じる総合窓口で、地域の関係機関と連携をとりながら、子どもと家庭に関する総合的支援を行なう施設。】 | 平成 15 年 7 月開設 ・設置箇所数 1 | * 設置箇所数 (1 箇所) ・平成 20 年度「(仮称)子どもの総合支援センター」開設 |
| 16 子育てひろば事業 A 型 【身近な地域の子育て家庭の支援を行なうため、0 から 3 歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行なう。A 型：保育所や児童館で行なう子育て相談、子育て啓発】 | 平成 15 年度 ・設置箇所数 10 (児童館) ・延べ参加人数 27,066 人/年 | * 設置箇所数 (10 箇所) ・「特色ある児童館事業への変革」として児童館での幼児の親子支援を推進する。 |
| 17 産後支援ヘルパー事業 【産後の体調不良なため家事や育児が困難な核家族等に対する支援事業。】 | | ・「出産直後及び里帰り出産後の支援の充実」、「ホームヘルパー派遣事業の推進」として実施を検討する。 ・当面は、西東京市社会福祉協議会のホームヘルパー事業やファミリー・サポート・センター事業で対応していく。 |
| 18 訪問型一時保育事業 【保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅において保育を行なう。】 | | ・一時保育事業や預かり育児支援事業のファミリーサポートセンター事業で対応し、訪問型の事業は実施しない。 |
| 19 認証保育事業 【東京都の認証を受けた保育所。駅前基本型と呼ばれる A 型 (20 人～120 人定員)、小規模・家庭的保育所と呼ばれる B 型 (6～29 人定員) の 2 種類の施設がある。】 | 平成 15 年度 ・設置箇所数 9 (A 型 7、B 型 2) ・定員数 209 人 ・入所児童数 248 (うち管外 39) 人/年 | * 設置箇所数 (12 箇所) (A 型 10、B 型 2) * 定員数 (269 人) |
| 20 虐待防止ネットワーク事業 【児童虐待の防止と早期発見のため、市と関係機関で構成する児童虐待防止協議会が実施する連帯強化等の取組み】 | | * 設置年度 (平成 17 年度) |

(2) 保育計画

待機児童数を踏まえた保育サービスの供給計画の詳細については、次のとおりとします。

| 区分 | 通常保育事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 受入児童数 | 公私立合計内訳 | | | | | | 受入児童数 | うち公立内訳(公設民営を含む) | | | | | | 受入児童数 | うち私立内訳 | | | | | |
| | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 平成17年度 | 2,194 | 142 | 288 | 373 | 441 | 468 | 482 | 1,683 | 99 | 215 | 284 | 339 | 366 | 380 | 511 | 43 | 73 | 89 | 102 | 102 | 102 |
| 平成21年度目標 | 2,241 | 169 | 298 | 383 | 441 | 468 | 482 | 1,730 | 126 | 225 | 294 | 339 | 366 | 380 | 511 | 43 | 73 | 89 | 102 | 102 | 102 |
| 増減 | 47 | 27 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 47 | 27 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 延長保育事業 | | | | | | 夜間保育事業 | | 休日保育事業 | | 一時保育事業 | | 特定保育事業 | |
|----------|----------|---------|---------|-----|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 登録者(児童数) | 施設数(か所) | 延長(1時間) | | 延長(2時間) | | 定員(児童数) | 施設数(か所) | 定員(児童数) | 施設数(か所) | 定員(児童数) | 施設数(か所) | 定員(児童数) | 施設数(か所) |
| | | | 登録者 | 施設数 | 登録者 | 施設数 | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 950 | 22 | 850 | 20 | 100 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 3 | 0 | 0 |
| 平成21年度目標 | 1,100 | 22 | 850 | 17 | 250 | 5 | 0 | 0 | 20 | 1 | 34 | 5 | 0 | 0 |
| 増減 | 150 | 0 | 0 | 3 | 150 | 3 | 0 | 0 | 20 | 1 | 12 | 2 | 0 | 0 |

| 区分 | 認証保育所 | | | | 認可外保育室 | | 家庭福祉員 | | ベビーホテル |
|----------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|------|--------|
| | A型 | | B型 | | 定員(児童数) | 施設数 | 定員(児童数) | 福祉員数 | 施設数 |
| | 定員(児童数) | 施設数 | 定員(児童数) | 施設数 | | | | | |
| 平成17年度 | 189 | 8 | 40 | 2 | 24 | 2 | 15 | 3 | 2 |
| 平成21年度目標 | 229 | 10 | 40 | 2 | 24 | 2 | 25 | 5 | 2 |
| 増減 | 40 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 2 | 0 |

| 区分 | 待機児童数 |
|----------|-------|
| 平成17年度 | 86 |
| 平成21年度目標 | 0 |
| 増減 | 86 |